

福祉第3449号

裁 決 書

[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

[REDACTED]
上記代理人 弁護士 [REDACTED]

[REDACTED]
処分庁 [REDACTED]

令和2年8月10日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和2年5月14日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更申請却下処分を取り消す。

事案の概要

- 1 令和元年5月9日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の申請を行い、同日付けで保護が開始された。
- 2 令和元年10月16日、請求人は、請求人の自宅を訪問した処分庁の職員に対し、屋外に設置された灯油タンク（以下「本件灯油タンク」という。）が破損しており、屋内の暖房器具等が使用できないため、修理したい旨を相談した。
これに対し、処分庁の職員は、本件灯油タンクの破損を確認した上で、本件

灯油タンクの修理費用（以下「本件修理費用」という。）について、住宅扶助の補修費等住宅維持費（以下「住宅維持費」という。）の支給要件に該当しない旨を説明した。

- 3 令和元年11月7日、請求人の長男（以下「長男」という。）から相談を受けたA弁護士（以下「A弁護士」という。）から、処分庁に対し、本件修理費用を住宅維持費として支給することができないか電話による照会があり、処分庁の職員は、本件修理費用は住宅維持費の支給要件に該当しないこと、請求人が本件修理費用を捻出できない場合は請求人が居住する市の福祉団体の貸付制度を利用できることを回答した。
- 4 令和元年11月8日、長男は、本件修理費用について、前記3の福祉団体から借入れを行った場合、その借入額は収入認定しないことを処分庁の職員に確認したため、当該福祉団体から3万2,000円を借り入れた。
- 5 令和元年11月16日、請求人は、本件修理費用として、修理業者に3万2,010円を支払った。
- 6 令和2年4月30日、請求人は、本件修理費用として、住宅維持費3万2,010円の一時扶助費の支給を求める保護変更申請（以下「本件申請」という。）を行った。当該申請書には、保護を申請する理由として、灯油タンクは日常生活を送る上で必要な物品であり、また、それが多年の使用により経年劣化し、修理が必要となることは当然に想定されているため、灯油タンクの修理費用は日常生活に必要な費用と解されるところ、平時に支給されている生活扶助の中から支出することは不相当であり、一時扶助費として別個に支給されることが相当である旨が記載されていた。
- 7 処分庁は、令和2年5月14日付けで、請求人に対し、本件申請を却下する処分（以下「原処分」という。）を行った。原処分の通知書には、却下の理由として、「灯油タンクの修理費用は、一時扶助費に該当する支給項目はなく、住宅維持費については、現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の

従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定することとなっており、当該灯油タンクについては、家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物ではないと判断したため。また、生活保護の扶助費は生活困窮に直接的に対処する給付であり、扶助費の遡及支給の限度は、発見月から3か月程度となっている。」と記載されていた。

8 請求人は、原処分を不服として、令和2年8月10日、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

- (1) 灯油タンクの故障は、その可能性や具体的時期、規模などをあらかじめ想定することが困難であり、本件修理費用3万2,010円は、予想外の事由による臨時多額の需要に該当するものであるから、一時扶助費の支給対象とされるべきであること。
- (2) 灯油タンクは、ボイラーに灯油を供給し、その灯油を燃料としてボイラーで熱せられた水が家屋内の給湯の用に供されるのであるから、水道設備の従属物であることは明らかであり、本件修理費用は、一時扶助費の支給対象とならない場合であっても、住宅維持費として、保護の支給対象とされるべきであること。
- (3) 処分庁の職員から、本件修理費用は保護費の支給とならないとの説明を受けたため、適時に保護費を申請できなかつたのであるから、このような場合にまで、保護費の遡及支給の限度を3月程度とすることは、極めて不公平であること。

2 処分庁の主張

処分庁は、次の理由により、原処分が適法かつ正当である旨を主張している。

- (1) 請求人は、本件灯油タンクを18年以上にわたって使用しており、多年の使用により経年劣化が予想されたため、本件修理費用をあらかじめ生活の維持に支障がない範囲で準備すべきであったことから、本件修理費用は、予想外の事由による臨時多額の需要とはいえず、一時扶助費の支給要件のいずれにも該当しないこと。
- (2) 灯油タンクは、水道設備と別個に設けられているものであり、水道設備と区分して設置や修理を行うことができるため、水道設備の従属物には当たらないものであることから、本件修理費用は、住宅維持費の支給要件である「被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費」のいずれにも該当しないこと。
- (3) 保護費は、生活困窮に直接的に対処する給付であり、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の遡及変更の限度は、3月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるとされていること。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法の規定について

ア 保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

イ 保護の住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われるものとされている（法第14条）。

(ア) 住居

使
持
外
に
と
ら
る
物
も
め
遡
で

(1) 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(2) 処理基準について

保護の変更に係る事務（法第24条第9項において準用する同条第3項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされていることから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」

（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（同日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）を定め、これらを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められている。

(3) 住宅扶助の処理基準について

ア 法の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準において、住宅維持費の基準額は、年額12万2,000円以内とされている（「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の1）。

イ 住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定することとされており、その場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすることとされている（局長通知第7の4(2)ア）。

ウ 保護の住宅費は、日々の生活の場としての家屋の家賃、間代、地代等のほか、破損等により住居としての機能に障害が生じた場合の小規模な補修費を保障するものとされている（問答集第7の3）。

(4) 保護費の遡及支給の限度について

最低生活費の認定を事後に変更して追給の措置をとる場合、受給者に届出の義務が課せられていることや、行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではないことから、当該遡及変更は、3月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきとされており、これは、行政処分の不服申立期間が一般に3月とされていることのほか、保護費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、3月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは妥当ではないという考え方とも整合するものであるとされている。ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかつたことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ、保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差し支えないとされている（問答集問13-2）。

2 判断

(1) 原処分について

本件において、処分庁の職員は、請求人の自宅を訪問した際、本件灯油タンクの破損を確認した上で、本件修理費用について住宅維持費の支給要件に該当しない旨を請求人に説明し（前記「事案の概要」の2）、また、A弁護士に対しても、同様的回答を行ったことが認められる（同3）。その上で、処分庁は、本件修理費用について保護費を支給するよう求めた本件申請について（同6）、一時扶助費及び住宅維持費の支給要件に該当しないとして、これを却下したことが認められる（同7）。

ところで、本件灯油タンクは、屋内の暖房設備や給湯設備と直結して、暖房や給湯の燃料となる灯油を供給するものであるから、これが破損して灯油が供給されない状態は、前記1(3)ウの「破損等により住居としての機能に障害が生じた場合」に当たるというべきである。加えて、請求人が寒冷地に居住していることに鑑みると、本件灯油タンクの破損により屋内の暖房設備

や給湯設備が使用できない状態で家屋に居住することは、社会通念上、最低限度の生活にふさわしい程度が満たされているものとはいえない。

そうすると、本件灯油タンクの修理は、同イの「現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合」に該当し、住宅維持費の支給対象になると考えられるところ、これを認めなかった処分庁の判断は、裁量権の範囲を逸脱したものといわざるを得ない。

そして、本件修理費用は3万2,010円であったところ（前記「事案の概要」の5）、その金額は前記1(3)アの住宅維持費の基準額の範囲内であると認められる。

したがって、本件申請に係る保護費の支給を却下した原処分は、住宅扶助の処理基準に基づかずに行われた違法又は不当なものとして、取消しを免れない。

(2) 保護費の遡及支給の限度について

請求人は、令和元年11月16日に本件修理費用を支払った上で（前記「事案の概要」の5）、その保護費の支給を求めて令和2年4月30日に本件申請を行ったものであるところ（同6）、本件申請は、本件修理費用の支出という保護費を変更すべき事由が生じてから3月以上経過して行われたものと認められる。

この点、最低生活費の認定を事後に変更して追給の措置をとる場合、保護の受給者には届出の義務が課せられていることや、保護費が生活困窮に直接的に対処する給付であることなどから、当該遡及変更は、3月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきとされているが、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ、保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかなときは、前5年間を限度として追加支給して差し支えないとされている（前記1(4)）。

そこで本件についてみると、処分庁の職員は、令和元年10月16日に請求人

の自宅を訪問した際、本件修理費用が住宅維持費の支給要件に該当しない旨を請求人に説明し（前記「事案の概要」の2）、また、同年11月7日には、A弁護士に対しても同様的回答を行っており（同3）、これらの事情を勘案すると、保護を変更すべき事由が生じてから3月以上経過して本件申請を行ったことについて、請求人に何ら過失は認められない。

他方、前記(1)のとおり、本件修理費用が住宅維持費の支給要件に該当しないとする処分庁の判断は、裁量権の範囲を逸脱したものといわざるを得ず、本件について、処分庁が最低生活費の認定を誤ったことは明らかである。

したがって、保護費の遡及支給の限度は、本件申請に対しては前5年間とされるべきであり、この点について、処分庁の主張を採用することはできない。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は違法又は不当な処分であり、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和3年（2021年）2月26日

審査庁 北海道知事 鈴木直道

